

令和3年8月24日

保護者各位

八戸市立八戸小学校
校長 小林 淳

新型コロナウイルス感染症に係る児童の出席の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る児童の出席の取扱いについて、お知らせします。
保健所から、児童または同居する家族等が、感染または濃厚接触者、接触者、PCR等検査対象者として特定された場合等、下記の取扱いになります。
なお、下記に該当することがあった際には、本校内での感染拡大を防ぐため、早急に本校へのご連絡をお願いします（八戸小学校 43-2820）。

記

「新型コロナウイルス感染症に係る教職員の服務および児童生徒の出席の取扱いについて」から抜粋
（八戸市教育委員会 令和3年4月13日時点）

	場 合	本人の 症状	児童の出席	
①	本人が感染した場合 [陽性]	有 無	出席停止 (治癒するまで)	
②		特定された 場合	有 無	出席停止 (2週間)
③	[検査の結果、陰性で] 本人が濃厚接触者 に	特定されて いない場合	有	出席停止 (医師・保健所の 指示による)
④			無	出校可※
⑤	同居する家族が濃厚接触者と特 定された場合	有	出席停止 (医師・保健所の 指示による)	
⑥		無	出校可※	
⑦	・本人がPCR検査を受ける場合 ・同居する家族がPCR検査を受け る場合	有 無	出席停止 (結果がわかるまで)	
⑧	周囲に感染者がいない場合	有	出席停止とする ことができる	
⑨		無	出校可※	
⑩	保護者が児童を出校させること に不安を感じ、出校させない意向 を示した場合	無	出席停止とする ことができる	
⑪	緊急事態宣言対象区域から移動 してきた場合	無	出校可※	

※本人が濃厚接触者以外で症状がない者は出校可となるが、2週間の検温・健康観察を必ず行うこと。

※児童のみならず、同居の家族に風邪症状がみられる場合も登校しないようにすること（本日追加）。